

○南伊豆地域清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

南伊豆地域清掃施設組合条例第15号

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関しては、下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年下田市条例第16号）の例による。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。